

議案第 2 2 号

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 0 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例
第 1 条 杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和 4 7 年杉並区条例第 3
号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「）並びに」を「）及び」に、「および手数料の額並びに」を「の額
及び」に改める。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条ただし書中「、または」を「又は」に、「一に」を「いずれかに」に改
め、同条第 2 号中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改め、同条
を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

別表中

「	6, 7 5 0	「	6, 9 3 0
	1 0, 3 0 0		1 0, 6 0 0
	1 3, 9 0 0		1 4, 3 0 0
	4, 4 8 0		5, 3 7 0
	7, 2 4 0		8, 6 8 0
	9, 9 8 0		1 1, 9 0 0
	6 0 0		6 1 0
	6 0	を	6 1
	3 6		3 7
	5, 9 0 0		6, 0 6 0
	3, 6 1 0		3, 7 1 0
	1 2, 0 0 0		1 2, 3 0 0
	1 8, 0 0 0		1 8, 3 0 0
			に、

11,300

12,300

250
360
540
720
1,080
1,440
2,530
3,610
7,230
8,680
11,300

260
370
550
740
1,110
1,480
2,600
3,710
7,430
10,400
12,300

を

に、

9,020
5,410
8,040

9,180
5,510
8,190

を

に、

18,000
18,000
9,640

18,300
18,300
9,900

を

に、

18,000
180,400
90,200
15,400
5,000
11,300

18,300
183,700
91,800
18,300
6,000
12,300

を

に改

める。

第2条 杉並区公共溝渠条例（昭和28年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「295円」を「307円」に改める。

第3条 杉並区区有通路条例（平成13年杉並区条例第55号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「第6条まで及び第8条」を「第5条まで及び第7条」に、「区有通路」を「杉並区区有通路条例（平成13年杉並区条例第55号）第2条に規定する区有通路」に、「第4条第3項」を「第4条第3項ただし書」に、「第14条第2項」を「杉並区区有通路条例第14条第2項」に改める。

第4条 杉並区立公園条例（昭和51年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	「	691円	を	「	711円	に改める。
	1,555円	1,601円				
	2,419円	2,491円				

別表第3中	「	1,340円	を	「	1,377円	に改める。
	794円	816円				
	119円	122円				
	297円	306円				
	595円	612円				
	99円	102円				
	119円	122円				
	297円	306円				
	595円	612円				
	993円	1,020円				
	993円	1,020円				
	397円	408円				
	993円	1,020円				

地上露出部分 601円	地上露出部分 721円
地下部分 297円	地下部分 306円
462円	510円
686円	823円
7,920円	8,160円
1,402円	1,445円
12,375円	12,750円
33円	34円
33円	34円

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に発した第1条の規定による改正前の杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例（以下「旧道路占用料等徴収条例」という。）第5条第1項に規定する督促状に係る旧道路占用料等徴収条例第6条に規定する督促手数料については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の杉並区公共溝渠条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に発した第3条の規定による改正前の杉並区区有通路条例（以下「旧区有通路条例」という。）第8条第3項において準用する旧道路占用料等徴収条例第5条第1項に規定する督促状に係る旧区有通路条例第8条第3項において準用する旧道路占用料等徴収条例第6条に規定する督促手数料については、なお従前の例による。

- 6 第4条の規定による改正後の杉並区立公園条例の規定は、施行日以後の公園施設の使用に係る使用料及び公園の占用に係る占用料について適用し、施行日前の公園施設の使用に係る使用料及び公園の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路占用料等を改定する等の必要がある。

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例
 新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定により区が徴収する道路の占用料（以下「占用料」という。）<u>及び</u>法第73条の規定により区が徴収する負担金等に係る延滞金の額及び<u>徴収方法</u>について定めることを目的とする。</p> <p>（滞納処分）</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>（延滞金）</p> <p><u>第7条</u> 区長は、第5条の規定によつて督促状を発した場合において、負担金等の額が1,000円以上であるときは、当該負担金等の額に、その指定期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定により区が徴収する道路の占用料（以下「占用料」という。）<u>並びに</u>法第73条の規定により区が徴収する負担金等に係る延滞金および手数料の額並びに徴収方法について定めることを目的とする。</p> <p><u>（督促手数料）</u></p> <p><u>第6条</u> <u>前条に規定する督促状を発した場合においては、督促状1通について10円の督促手数料を徴収する。</u></p> <p>（滞納処分）</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>（延滞金）</p> <p><u>第8条</u> 区長は、第5条の規定によつて督促状を発した場合において、負担金等の額が1,000円以上であるときは、当該負担金等の額に、その指定期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延</p>

滞金を徴収する。ただし、延滞金の額が100円未満であるとき又は次の各号のいずれかに該当すると区長が認める場合においてはこれを徴収しない。

(1) 略

(2) 負担金等を納めるべき者の住所及び居所が不明であるため、又は本邦内にいないため公示送達の方法により、納付の命令又は督促をしたとき。

(3) 略

(委任)

第8条 略

滞金を徴収する。ただし、延滞金の額が100円未満であるとき、または次の各号の一に 該当すると区長が認める場合においてはこれを徴収しない。

(1) 略

(2) 負担金等を納めるべき者の住所および居所が不明であるため、または本邦内にいないため公示送達の方法により、納付の命令または督促をしたとき。

(3) 略

(委任)

第9条 略

第2条による改正（杉並区公共溝渠条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(使用料の額及び算定方法) 第9条 使用料は、使用面積により、1平方メートルにつき、月額 <u>307円</u> に、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。	(使用料の額及び算定方法) 第9条 使用料は、使用面積により、1平方メートルにつき、月額 <u>295円</u> に、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。
2 略	2 略

第3条による改正（杉並区区有通路条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
-------	-------

(占有)

第8条 略

2 略

3 前項の規定による占有料の徴収については、杉並区「特別区道」道路占有料等徴収条例（昭和47年杉並区条例第3号）第2条から第5条まで及び第7条の規定を準用する。この場合において、同条例第3条第5号中「道路」とあるのは「杉並区区有通路条例（平成13年杉並区条例第55号）第2条に規定する区有通路」と、同条例第4条第3項ただし書中「法第71条第2項の規定により道路」とあるのは「杉並区区有通路条例第14条第2項の規定により区有通路」と読み替えるものとする。

(占有)

第8条 略

2 略

3 前項の規定による占有料の徴収については、杉並区「特別区道」道路占有料等徴収条例（昭和47年杉並区条例第3号）第2条から第6条まで及び第8条の規定を準用する。この場合において、同条例第3条第5号中「道路」とあるのは「区有通路」と、同条例第4条第3項中「法第71条第2項の規定により道路」とあるのは「第14条第2項の規定により区有通路」と読み替えるものとする。

道路占用料改定資料

(改定後)

(現 行)

占 用 物 件		単 位	金 額	金 額
道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>6,930円</u>	<u>6,750円</u>
	第2種電柱		<u>10,600円</u>	<u>10,300円</u>
	第3種電柱		<u>14,300円</u>	<u>13,900円</u>
	第1種電話柱		<u>5,370円</u>	<u>4,480円</u>
	第2種電話柱		<u>8,680円</u>	<u>7,240円</u>
	第3種電話柱		<u>11,900円</u>	<u>9,980円</u>
	その他の柱類		<u>610円</u>	<u>600円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>61円</u>	<u>60円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>37円</u>	<u>36円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>6,060円</u>	<u>5,900円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3,710円</u>	<u>3,610円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>12,300円</u>	<u>12,000円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>18,300円</u>	<u>18,000円</u>
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>12,300円</u>	<u>11,300円</u>	
法第32条	外径が0.04メートル	長さ1メートルに	140円	140円

第1項第2号に掲げる物件	ル未満のもの	つき1年		
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>260円</u>	<u>250円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>370円</u>	<u>360円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>550円</u>	<u>540円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>740円</u>	<u>720円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,110円</u>	<u>1,080円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>1,480円</u>	<u>1,440円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>2,600円</u>	<u>2,530円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>3,710円</u>	<u>3,610円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>7,430円</u>	<u>7,230円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>10,400円</u>	<u>8,680円</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる	占有面積1平方メ	<u>12,300円</u>	<u>11,300円</u>	

施設			メートルにつき1年		
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及 び地下室	階数が1の もの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.004 を乗じて得た額	Aに0.004 を乗じて得た額
		階数が2の もの		Aに0.006 を乗じて得た額	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が3以 上のもの		Aに0.007 を乗じて得た額	Aに0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>9,180円</u>	<u>9,020円</u>
	地下に設ける通路			<u>5,510円</u>	<u>5,410円</u>
	その他のもの			<u>8,190円</u>	<u>8,040円</u>
	法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日等 に際し、一 時的に設け るもの		占有面積1平方メ ートルにつき1日	180円
その他のもの		占有面積1平方メ ートルにつき1年	<u>18,300円</u>	<u>18,000円</u>	
道路法施行 令（昭和2 7年政令第 479号。 以下「令」 という。） 第7条第1 号に掲げる 物件	看板（アー チ式である ものを除く。）		表示面積1平方メ ートルにつき1年	<u>18,300円</u>	<u>18,000円</u>
	標識		1本につき1年	<u>9,900円</u>	<u>9,640円</u>
	旗ざお及 び幕	祭礼、縁日 等に際し、 一時的に設 けるもの	占有面積1平方メ ートル又は1本に つき1日	180円	180円
		その他のも の	占有面積1平方メ ートル又は1本に つき1年	<u>18,300円</u>	<u>18,000円</u>
	アーチ式 工作物	車道を横断 するもの	1基につき1年	<u>183,700 円</u>	<u>180,400 円</u>
その他のも の			<u>91,800円</u>	<u>90,200円</u>	

	の			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料の置場	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>18,300円</u>	<u>15,400円</u>
	危険防止施設		<u>6,000円</u>	<u>5,000円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>12,300円</u>	<u>11,300円</u>

備考 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

公園施設使用料改定資料

(改定後)

(現 行)

種 別		単 位	金 額	金 額
売店（自動販売機）	小型（0.5平方メートル未満）	1台、1月	<u>711円</u>	<u>691円</u>
	中型（0.5平方メートル以上1平方メートル未満）	同、同	<u>1,601円</u>	<u>1,555円</u>
	大型（1平方メートル以上）	同、同	<u>2,491円</u>	<u>2,419円</u>

公園占用料改定資料

(改定後)

(現 行)

種 別		単 位	金 額	金 額
電柱	本柱、支柱又は支線	1本、1月	<u>1,377円</u>	<u>1,340円</u>
標識		同、同	<u>816円</u>	<u>794円</u>
水道管、下水道	外径40センチメートル未満のもの	1メートル、同	<u>122円</u>	<u>119円</u>
	外径40センチメートル以上	同、同	<u>306円</u>	<u>297円</u>

管、 ガス 管	1メートル未満のもの				
	外径1メートル以上のもの		同、同	<u>612円</u>	<u>595円</u>
電線	電線		同、同	<u>102円</u>	<u>99円</u>
	地下 電線	外径40センチメートル未満のもの	同、同	<u>122円</u>	<u>119円</u>
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同、同	<u>306円</u>	<u>297円</u>
		外径1メートル以上のもの	同、同	<u>612円</u>	<u>595円</u>
鉄塔			1平方メートル、 同	<u>1,020円</u>	<u>993円</u>
変圧塔、マンホールの種類			1箇所、同	<u>1,020円</u>	<u>993円</u>
郵便差出箱又は信書便差出箱			同、同	<u>408円</u>	<u>397円</u>
公衆電話所			同、同	<u>1,020円</u>	<u>993円</u>
地下の占有物件			1平方メートル、 同	地上露出部分 <u>721円</u>	地上露出部分 <u>601円</u>
				地下部分 <u>306円</u>	地下部分 <u>297円</u>
高架の占有物件			同、同	<u>510円</u>	<u>462円</u>
天体、気象又は土地の観測施設			同、同	<u>823円</u>	<u>686円</u>
写真撮影のための常時占有			撮影機1台、同	<u>8,160円</u>	<u>7,920円</u>
写真撮影のための臨時的な占有			1時間	<u>1,445円</u>	<u>1,402円</u>
ロケーション			同	<u>12,750円</u>	<u>12,375円</u>
その 他の 占有	競技会、集会		1平方メートル、 1日	<u>34円</u>	<u>33円</u>
	前記以外の場合		同、同	<u>34円</u>	<u>33円</u>